

各医療機関と締結した協定内容の登録作業要領

1. 医療措置協定の内容の登録作業の流れ

医療機関等情報支援システム（G-MIS）上での報告に先立ち、医療措置協定の内容を登録する必要があります。そのため、今回、以下の手順に沿って G-MIS ヘデータを取り込むこととしております。

- （１）都道府県ご担当者様において別添 1 の Excel 様式へ協定締結医療機関（令和 8 年 10 月 1 日時点）の基礎情報を入力の上、厚生労働省へご提出いただきます。なお、病院・診療所、薬局の医療機関コード等の基礎情報については、令和 8 年 5 月 1 日時点の地方厚生局から公開された保険医療機関情報が反映されていることにご留意ください。
- （２）厚生労働省において別添 1 の様式を確認し、不備等があれば都道府県ご担当者様へ照会を行いますので、適宜修正をお願いいたします。
- （３）厚生労働省において確認終了後、G-MIS 運営事業者へ別添 1 を共有いたします。
- （４）G-MIS 運営事業者にて別添 1 の情報と G-MIS の医療機関マスタとの紐付け・更新が行われます。

※G-MIS アカウント未発行の医療機関については、「3. G-MIS アカウント発行について」をご確認ください。

2. 別添 1 の入力時における注意事項

1. 別添 1 に入力いただいた情報は、厚生労働省において取りまとめを行います。そのため、取りまとめ作業に支障が生じないように、以下ご注意ください。

- ・ Excel のブックは【病院・診療所】、【薬局】、【訪問看護事業所】の 3 種類に分かれています。入力作業はそれぞれのブックで行い、1 つのブックにまとめることのないようお願いいたします。
- ・ シートの削除・移動、シート名の変更は行わないようにしてください。

2. 別添 1 の「資料概要」シートに、「目的、都道府県ご担当者様への依頼事項、各シートの概要等」を記載しております。【病院・診療所】、【薬局】、【訪問看護事業所】それぞれ依頼事項の内容が異なりますので、ご注意ください。

3. G-MIS アカウント発行について

G-MIS アカウント未発行の医療機関については、別添 1 の「資料概要」シートをご確認ください。

4. スケジュールについて

厚生労働省において確認終了後、G-MIS 運営事業者へ別添 1 を共有するのは令和 8 年 9 月 9 日(水)を予定しています。

そのため、都道府県ご担当者様における厚生労働省への別添 1 提出〆切は、**令和 8 年 9 月 4 日(金)**とさせていただきます。

厚生労働省における別添 1 の確認には、時間を要します。そのため、都道府県ご担当者様において提出可能となり次第、五月雨で差し支えございませんので、上記期限にかかわらず速やかにご提出いただくようお願いいたします。

可能であれば、**令和 8 年 8 月 28 日(金)**までにご提出いただけますと大変幸いです。

※上記期限までに登録いただいた内容の変更については、令和 8 年 10 月上旬を目処に対応可能となる予定です。

5. 提出先及び連絡先

送信先は、以下の専用アドレスまでお願いいたします。

- ・新興感染症担当（G-MIS 専用）shinkou-kansen-gmis@mhlw.go.jp

6. その他

- ・災害等やむを得ない場合等で、期限までの提出が難しい場合はご相談ください。
- ・入力にあたってご不明な点等ございましたらご相談ください。